

令和3年度第2回上下水道事業審議会 議事概要

1 日時及び場所

令和3年12月22日（水） 午前10：00～11：45
知立市中央公民館2階 中会議室

2 出席者及び欠席者

- (1) 出席者（8名）
- (2) 欠席者（2名）
- (3) 事務局（9名）
- (4) 傍聴人（1名）

3 議題及び内容

1 あいさつ

2 議題

- 【下水道事業】下水道使用料の改定について
 - ・下水道使用料の改定について（下水資料1）

3 その他

4 議事概要

議題

- 【下水道事業】下水道使用料の改定について
事務局説明、審議委員に意見聴取後、使用料改定方針パターンを決定

5 主な意見、質疑応答

議題

- 下水道使用料の改定について

【委員】

事務局として、どのパターンが望ましいと考えているのか。

【事務局】

事業者としてみると、突発的な社会情勢の変化に左右されにくく、安定的な収入が見込める基本使用料を重点的に改定するパターンが望ましい。しかし、使用者側から見れば節水努力で得られる恩恵が少なくなり、使用者からの理解を得ることが難しいと考える。

【委員】

当市と比べ基本使用料の金額が低い自治体も多くみられるが、設備投資等の金額によって基本使用料の差異が生まれるのか。

【事務局】

自治体によって考え方や普及状況が様々であることが要因として挙げられる。

【委員】

市民の目線で見れば改定すること自体が厳しいが、事業者の目線で見れば改定は避けられない。基本使用料についても安定的な財源確保の観点から少額でも改定を行うべき。

【委員】

基本使用料の改定は必要だと思うが、市民の負担を少しでも抑えられるような配慮が必要。

【委員】

従量使用料のみの改定を行えば、節水意識の向上により見込んだ収入より少なくなることも考えられるため、基本使用料は改定せざる負えない。

【委員】

企業として見たときに現状赤字経営であり、事業が成り立っていない状況であるため、基本使用料の改定は必要。

【委員】

基本使用料を改定せず従量使用料のみ改定を行い、 $101\text{ m}^3 \sim 1,000\text{ m}^3$ の単価を区切るパターンが良いと考える。

【委員】

従量使用料については、 60 m^3 までの使用者が全体の約9割を占めていたため、 60 m^3 までの使用者への負担が比較的少ない増加率近似値改定が望ましい。

【委員】

平等性の観点から増加率近似値改定が良さそうに見えるが、従量使用料 $101\text{ m}^3 \sim 500\text{ m}^3$ 、 $501\text{ m}^3 \sim 1,000\text{ m}^3$ の分岐があり、中小企業に配慮したパターンも考慮の余地はある。

【事務局】

101 m^3 以上の使用者は全体の件数割合としては1.6%となるが、他自治体の使用料の単価設定を見ると $101\text{ m}^3 \sim 1,000\text{ m}^3$ を区切っている自治体も多くみられるといった現状。

【委員】

市内の飲食店でも店舗の規模によって使用水量に差異があるため $101\text{ m}^3 \sim 500\text{ m}^3$ の区分の中でも配慮が必要と考える。従量使用料を 300 m^3 で区切るパターンは可能なのか。

【事務局】

可能。

【委員】

従量使用料を $101\text{ m}^3\sim 500\text{ m}^3$ 、 $501\text{ m}^3\sim 1,000\text{ m}^3$ で区分したうえで増加率近似値改定を行う方法が良い。

【委員】

従量使用料を区切ることで事業収入としてあまり変わらないのであれば、 200 m^3 や 300 m^3 で区切りさらに細分化するのではなく、 500 m^3 で区切るか区切らないかのどちらかで考えるべき。

【委員】

増加率の近似値改定のパターンを基準に従量使用料を区切る方向でよろしいか。

【各委員】

(異議なし)

【委員】

事務局が考える安定した収入が見込める基本使用料とは、どのパターンが該当するのか。

【事務局】

基本使用料が占める金額の割合が高ければ高いほど安定した収入となる。

【委員】

今回の基本使用料改定で $850\text{ 円}/月$ に改定を行い、令和 10 年度の使用料改定では基本使用料を一切変更しないということ也可能なのか。また、令和 10 年度に下水道使用料の値下げ改定をすることも可能なのか。

【事務局】

可能。再度令和 10 年度の下水道事業の財政状況によって検討を行う必要がある。

【委員】

基本使用料は $750\text{ 円}/月$ が適正であると考える。

【委員】

提案パターンでは基本使用料が $50\text{ 円}/月$ で区切られているが、端数が出ても問題ないのか。

【事務局】

問題ない。しかし基本使用料を 50 円 未満の区切りで設定している自治体は愛知県内ではない。

【委員】

今回の審議会では基本使用料は $750\text{ 円}/月$ 、従量使用料は増加率近似値改定、 $101\text{ m}^3\sim 1,000\text{ m}^3$ を分割するが、金額を分けたいいくつかのパターンで検討するということでよろしいか。

【各委員】

(異議なし)